

電子提供措置の開始日 2025年6月5日

株主各位

株式会社 鶴見製作所

第74期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

○事業報告

「会社の体制及び方針」

○連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」  
「連結注記表」

○計算書類

「株主資本等変動計算書」  
「個別注記表」

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

# 会社の体制及び方針

## (1) 業務の適正を確保する体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令、定款、企業倫理を遵守した行動をとるための「行動規範」を制定し、その周知及び遵守の徹底を図る体制を構築する。
  - b. 当社グループは、コンプライアンス担当役員及び内部統制のための推進組織を設置するとともに、リスク管理体制、コンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
  - c. 取締役会が取締役及び執行役員の職務執行を監督するため、取締役は、業務執行状況を取締役会の報告基準に従い取締役会に報告するとともに、他の取締役及び執行役員の職務執行内容を相互に監視、監督する。
  - d. 監査等委員会監査等基準及び監査計画に基づき、監査等委員会は、取締役及び執行役員の職務執行状況を監査する。
  - e. 当社グループの事業活動または取締役、執行役員及び使用人に法令・定款違反の疑義のある行為等を発見した場合の通報・相談窓口を設置する。
  - f. 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、関連法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を整える。
  - g. 暴力団排除条例に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力・団体との取引関係を排除し、その他一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については、法令・社内規程に基づき、適切な保存・管理を行い、必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で管理する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 当社グループは、「リスク管理基本規程」に基づき、リスクを適切に把握し、管理する体制を整備する。
  - b. 当社グループは、「危機管理基本規程」に基づき、危機発生時における基本方針、体制、情報伝達方法等を定め、危機の早期収拾、損害の拡大防止を図る。
  - c. その他リスク管理に関する規程及び運用等を定期的に見直し、整備する。
  - d. 当社内部監査部門は、独立した立場から各部門のリスク管理の状況を監査する。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 当社グループの経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に中期経営計画及び毎年策定される短期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検証を行う。
  - b. 業務の的確かつ迅速な執行に資するため、執行役員制度を導入し、取締役会において執行役員の選任とその執行すべき業務の範囲を定めて、当該業務の執行を委任する。また、取締役及び執行役員の職務権限及び担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図る。
  - c. 取締役会及び執行役員会は原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時

に開催し、機動的な意思決定を行う。

- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、当社グループ各社の独立性を尊重しつつ、グループ各社における業務の適正を確保するための体制の整備、また、コンプライアンスの周知、徹底及び推進のための教育・研修等について指導及び支援を行う。
  - b. 「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の経営管理については、一定事項について当社に報告を求めることにより管理を行う。
  - c. 当社内部監査部門は、必要に応じ国内・海外のグループ各社の監査をする。
  - d. 監査等委員会はその職務を行うため必要があるときは、国内・海外のグループ各社の調査を行う。
  - e. 当社グループの経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行う。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- a. 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を選任し、配置する。
  - b. 前項の具体的な内容については、監査等委員会の意見を徴収し、人事部門その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
  - b. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、その補助する当該監査業務の範囲内においては、監査等委員会に帰属するものとし、取締役及び他の使用人は、監査等委員会の職務を補助する使用人に対して、指揮命令権限を有しないものとする。
  - c. 当該使用人が他部門の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の職務に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- a. 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
  - b. 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為、また、経営に重大な影響を与える不測の事態が発生し、または発生する恐れがあることを知ったときには、速やかに監査等委員会に報告する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員及び使用人に周知徹底する。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の遂行について、独自の外部専門家（弁護士、会計士等）を活用するための費用の支出を求めた場合、当社は当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 代表取締役社長は、監査等委員と相互の意思疎通を図るための定期的な会合を行う。

b. 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保する。

## （２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務執行

当期において、取締役会を12回開催し、経営方針・戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況を監督しております。

また、取締役会の任意の諮問機関として、委員の半数以上が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置しており、当期は委員会を4回開催し、取締役及び執行役員の指名及び報酬の決定に関する透明性を担保しております。

- ② 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は3名の独立社外取締役で構成されており、その職務を補佐するため監査等委員会事務局を設置しております。

当期において、監査等委員会を16回開催しました。

監査等委員会で定めた監査方針及び監査計画並びに監査等委員会監査等基準に基づき、各部門に対してヒアリング・調査を行い、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査・監督しております。

- ③ 内部監査の実施

内部監査室は、内部監査計画及び「監査規程」に基づき、当社並びにグループ会社の内部監査を実施し、各部門における法令や規程類の遵守状況及び業務の標準化・効率化等をチェックしております。

また、監査の結果は、代表取締役に報告するとともに、監査等委員会にも報告しております。

- ④ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針及び「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」に基づき、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、統制環境の整備、統制活動の推進及びモニタリング等を実施しております。

## （３）株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,188	8,313	68,498	△2,991	79,010
当期変動額					
剰余金の配当			△1,278		△1,278
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,783		8,783
自己株式の取得				△1,449	△1,449
自己株式の処分		55		17	73
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					—
連結範囲の変動					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	55	7,504	△1,432	6,128
当期末残高	5,188	8,369	76,003	△4,423	85,138

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,260	6,266	267	9,794	1,390	90,195
当期変動額						
剰余金の配当						△1,278
親会社株主に帰属する 当期純利益						8,783
自己株式の取得						△1,449
自己株式の処分						73
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						—
連結範囲の変動						—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	69	△589	△13	△533	62	△471
当期変動額合計	69	△589	△13	△533	62	5,656
当期末残高	3,329	5,677	253	9,261	1,452	95,852

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 17社

連結子会社の名称

株式会社ツルミテクノロジーサービス

TSURUMI PUMP HONG KONG CO., LTD.

TSURUMI (SINGAPORE) PTE. LTD.

TSURUMI (AMERICA), INC.

TSURUMI PUMP TAIWAN CO., LTD.

SHANGHAI TSURUMI PUMP CO., LTD.

TSURUMI VACUUM ENGINEERING (SHANGHAI) CO., LTD.

TSURUMI PUMP (THAILAND) CO., LTD.

TSURUMI PUMP VIET NAM CO., LTD.

株式会社テクノロジーサービス北條

TSURUMI AUSTRALIA PTY LTD

株式会社アロイテクノロジー

ZENIT INTERNATIONAL S. P. A. 及びその子会社4社

株式を追加取得し完全子会社となったため、中間連結会計期間よりZENIT INTERNATIONAL S. P. A. 及びその子会社4社を連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

TSURUMI PUMP KOREA CO., LTD.

TSURUMI PUMP MIDDLE EAST FZCO

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

該当事項はありません。

中間連結会計期間より持分法適用関連会社であったZENIT INTERNATIONAL S. P. A. の株式を追加取得し子会社化したことにより、同社を持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

TSURUMI PUMP KOREA CO., LTD.

TSURUMI PUMP MIDDLE EAST FZCO

HANGZHOU CNP-TSURUMI PUMP CO., LTD.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSHANGHAI TSURUMI PUMP CO., LTD.、TSURUMI VACUUM ENGINEERING (SHANGHAI) CO., LTD.、TSURUMI PUMP VIET NAM CO., LTD.、TSURUMI AUSTRALIA PTY LTD及びZENIT INTERNATIONAL S. P. A.並びにその子会社4社の決算日は、12月31日であり、連結決算日との差が3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。上記以外の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

なお、一部の複合金融商品については、組込デリバティブを区分して測定することができないため、全体を時価評価し評価差額を損益に計上しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- ② デリバティブの評価基準及び評価方法  
時価法
  - ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
受注生産品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、その他は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法。ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（10年）による定額法を採用しております。
  - ③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
  - ③ 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益は、主に各種ポンプ、環境装置とその関連機器の販売及び販売した製品に附帯する役務提供によるものであります。これらの製品等については、顧客が当該資産に対する支配を獲得する時点が、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点と考えられることから、当該時点をもって収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。
- また、工事契約については工事の進捗に応じて履行義務が充足されるものと考えられることから、進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。
- 収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。リベートの見積りに際しましては、顧客との契約に基づき、一定期間における販売実績に達成が見込まれるリベート率を乗じることによって算出しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① のれんの償却方法及び償却期間  
のれんについては投資効果の発現する期間や投資の回収期間等を見積り、当該期間（5年～10年）において均等償却しております。また、金額の重要性が乏しい場合には発生年度に一括償却しております。  
なお、持分法の適用にあたり、発生した投資差額（のれん相当額）についても、上記と同様の方法を採用しております。
  - ② ヘッジ会計の方法
    - a ヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっております。  
金利スワップについては、特例処理の条件を満たす場合は、特例処理を行っております。  
通貨スワップについては、振当処理の条件を満たす場合は、振当処理を行っております。  
また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
    - b ヘッジ手段とヘッジ対象
      - ヘッジ手段
        - 金利スワップ取引
        - 通貨スワップ取引
        - 為替予約取引
      - ヘッジ対象
        - 金利及び為替の相場変動による損失の可能性がある資産又は負債

- c ヘッジ方針  
 当社(グループ)の社内規程に基づき、外貨建債権債務等に係る為替相場の変動リスク及び債券等の金利変動リスクを回避するため、ヘッジ取引を実施しております。
- ③ 退職給付に係る会計処理の方法
- a 退職給付見込額の期間帰属方法  
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- b 数理計算上の差異の費用処理方法  
 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による按分額をそれぞれ発生年度より費用処理しております。
- c 小規模企業等における簡便法の使用  
 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付にかかる期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(収益認識に関する注記)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、主にポンプの製造・販売事業を行っており、各地域に存在する現地法人はそれぞれ独立した経営単位で、当社及び現地法人が、それぞれの地域における包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。当社は、地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「北米」、「アジア」及び「欧州」の4つを報告セグメントとしております。

なお、(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)に記載のとおり、中間連結会計期間より、当社の持分法適用関連会社であったZENIT INTERNATIONAL S.P.A.の株式を追加取得し子会社化したことにより、新たに連結の範囲に含めており、この地域のセグメントの重要性、一体性が高いことから、「欧州」セグメントとして経営上管理することとし、報告セグメントとして記載する方法に変更しました。また、2024年6月30日をみなし取得日としており、中間連結会計期間は貸借対照表のみを連結し、第3四半期連結会計期間より損益計算書を連結しております。

報告セグメント別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					計	その他 (注)	合計
	日本	北米	アジア	欧州				
一時点で移転される財又はサービス	36,715	12,261	5,988	3,255	58,221	3,634	61,856	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	6,093	—	—	—	6,093	—	6,093	
顧客との契約から生じる収益	42,809	12,261	5,988	3,255	64,315	3,634	67,950	
その他の収益	108	—	—	—	108	—	108	
外部顧客への売上高	42,918	12,261	5,988	3,255	64,424	3,634	68,058	

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、中国等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、7,312百万円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から3年の間で収益を認識することを見込んでいます。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

ZENIT INTERNATIONAL S. P. A. に関するのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (百万円)
のれん	3,184

上記のうち、のれん3,117百万円はZENIT INTERNATIONAL S. P. A.の株式を追加取得し子会社化したことにより生じたものです。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当連結会計年度において、持分法適用関連会社であったZENIT INTERNATIONAL S. P. A.の株式を追加取得等により子会社化した際にのれんが発生し、10年の定額法で償却しております。なお、取得原価は将来の事業計画に基づき算定された超過収益力を反映したものであります。

のれんが帰属する事業に関連する資産グループについて減損の兆候があると認められる場合、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

当該のれんについては、取得原価のうちのれんに配分された金額が相対的に多額であったことから、減損の兆候があると判断したものの、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識は不要と判断しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの総額の算定に使用する事業計画は社内で承認された事業計画であり、その主要な仮定は翌連結会計年度以降の販売数量の予測であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの総額の算定に使用する事業計画については、経営者による最善の見積りにより策定しておりますが、今後の経営環境によっては将来の事業計画の見直しが必要となり、翌連結会計年度においてのれんの減損損失を認識する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産の減価償却累計額	14,996百万円
2 受取手形裏書譲渡高	4百万円
電子記録債権譲渡高	8百万円

3 国庫補助金により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は174百万円であり、その内訳は、建物及び構築物153百万円、機械装置及び運搬具21百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

27,500,000株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月13日 取締役会	普通株式	690	28	2024年3月31日	2024年6月7日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	588	24	2024年9月30日	2024年12月9日
計		1,278			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	727	30	2025年3月31日	2025年6月11日

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については比較的安全性の高い金融商品で運用し、また、資金調達については基本的に銀行借入による方針であります。

受取手形、電子記録債権及び売掛金は、債権管理規程に基づき、必要に応じて取引先の信用状況を把握する体制としております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に債券及び株式であり、毎月、銘柄ごとの時価を把握すると共に、有価証券運用規程に基づき定例取締役会に報告する体制としており、リスクの低減を図っております。

支払手形及び買掛金、短期借入金は、ほとんどが一年以内の支払期日であり、長期借入金については、設備投資資金及び運転資金に充てるものであります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務等の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引、借入金の為替変動リスク及び支払金利の変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引、債券等の将来の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引をそれぞれ利用しております。また、デリバティブ取引の実行・管理は、取引権限及び取引限度額を定めた社内規程に従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っており、毎月、定例取締役会に報告する体制としております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	13,585	13,585	—
資産計	13,585	13,585	—
長期借入金(※3)	8,979	8,804	△175
負債計	8,979	8,804	△175
デリバティブ取引(※4)	△352	△352	—

(※1) 「現金」は注記を省略しており、「預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」及び「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)
非上場株式	482

(※3) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

### 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券				
株式	6,876	—	—	6,876
債券				
社債	—	1,366	—	1,366
その他	—	4,370	—	4,370
その他	—	972	—	972
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—
資産計	6,876	6,708	—	13,585
デリバティブ取引				
通貨関連	—	(352)	—	(352)
負債計	—	(352)	—	(352)

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	8,804	—	8,804
負債計	—	8,804	—	8,804

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

上場株式及び債券その他は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券その他は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、相場価格を用いて評価しておりますが、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

## (企業結合等関係)

(ZENIT INTERNATIONAL S. P. A. の株式取得による企業結合)

当社は、持分法適用関連会社であるZENIT INTERNATIONAL S. P. A. (以下、ZENIT社)について、株式を追加取得し完全子会社化しました。また、ZENIT社の子会社である4社は同日付で当社の孫会社となりました。

### 1 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ZENIT INTERNATIONAL S. P. A.  
事業の内容 水中ポンプを主力とした各種ポンプの製造・販売

#### (2) 企業結合を行った主な理由

当社は、“水と人とのやさしいふれあい”を経営理念として、中期3ヶ年経営計画「Transformation 2027」を展開しており、その中核としてグローバル戦略による経営基盤の強化を最重要の経営課題と位置付けております。この事業展開の一環として、世界各国の多様なニーズに対応するために、2019年5月、設備産業分野に強みを持つZENIT社との間で技術・業務提携することで合意に至り、当社製品ラインナップの補完・強化や両社の販売ネットワークを通じた売上の拡大、また新製品開発における両社技術の融合などに取り組んでまいりました。

この取り組みを更に加速させ、当社の長期的な成長基盤・収益基盤の拡大に結びつけることで、企業価値向上の実現を図ることを目的としております。

#### (3) 企業結合日

2024年7月15日 (みなし取得日 2024年6月30日)

#### (4) 企業結合の法的形式

株式取得

#### (5) 結合後企業の名称

変更はありません。

#### (6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	36%
企業結合日に追加取得した議決権比率	64%
取得後の議決権比率	100%

#### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

ZENIT社発行済み転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使による普通株式249,960株への転換及び同社株主より残りの株式660,000株を譲り受けたことにより、全株式を取得しました。

### 2 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年7月1日から2024年12月31日

なお、2024年1月1日から2024年6月30日までの業績は、持分法による投資損益として計上しておりません。

### 3 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

#### 取得の対価

企業結合直前に保有していた持分の企業結合日における時価	2,684百万円
転換社債型新株予約権付社債の企業結合日における時価	1,807百万円
追加取得に伴い支出した金額	4,773百万円
取得価額	9,264百万円

### 4 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得にかかる差益 1,721百万円

### 5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

#### (1) 発生したのれん

3,429百万円

なお、中間連結会計期間及び第3四半期連結会計期間においては取得原価の配分について暫定的に算定されたのれん4,142百万円は、713百万円減少して3,429百万円となり、その減少額は顧客関連資産に989百万円、繰延税金負債に276百万円配分されております。

#### (2) 発生原因

主として今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

#### (3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(1株当たり情報に関する注記)

1 1株当たり純資産額	3,893円87銭
2 1株当たり当期純利益	358円72銭

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

1 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため

2 自己株式の取得に関する取締役会の決議内容

(1) 取得する株式の種類  
普通株式

(2) 取得し得る株式の総数  
600,000株（上限）

(3) 株式の取得価額の総額  
2,400百万円（上限）

(4) 取得の期間  
2025年5月14日～2025年11月11日

(5) 取得の方法  
①自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による市場買付  
②東京証券取引所における市場買付

(自己株式の消却)

当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項について決議いたしました。

1 自己株式の消却を行う理由

資本効率の向上と株主の皆様への利益還元を図るため

2 自己株式の消却に関する取締役会の決議内容

(1) 消却する株式の種類  
普通株式

(2) 消却する株式の総数  
2,086,514株（消却前の発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 8.64%）

(3) 消却予定日  
2025年5月20日

(4) 消却後の発行済株式総数  
25,413,486株

# 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,188	7,810	308	8,118	992	256	39,800	9,949	50,998
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の積立						96		△96	—
固定資産圧縮積立金の取崩						△25		25	—
別途積立金の積立							4,800	△4,800	—
剰余金の配当								△1,278	△1,278
当期純利益								5,529	5,529
自己株式の取得									
自己株式の処分			55	55					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	55	55	—	71	4,800	△620	4,250
当期末残高	5,188	7,810	364	8,174	992	327	44,600	9,328	55,249

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,991	61,314	2,798	2,798	64,112
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の積立		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△1,278			△1,278
当期純利益		5,529			5,529
自己株式の取得	△1,449	△1,449			△1,449
自己株式の処分	17	73			73
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			153	153	153
当期変動額合計	△1,432	2,874	153	153	3,027
当期末残高	△4,423	64,188	2,951	2,951	67,140

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 関係会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。なお、一部の複合金融商品については、組込デリバティブを区分して測定することができないため、全体を時価評価し評価差額を損益に計上しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

受注生産品は個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、その他は移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法。ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による按分額をそれぞれ発生年度より費用処理しております。

### 4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、主に各種ポンプ、環境装置とその関連機器の販売及び販売した製品に附随する役務提供によるものであります。これらの製品等については、顧客が当該資産に対する支配を獲得する時点が、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点と考えられることから、当該時点をもって収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

また、工事契約については工事の進捗に応じて履行義務が充足されるものと考えられることから、進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定して

おります。リポートの見積りに際しましては、顧客との契約に基づき、一定期間における販売実績に達成が見込まれるリポート率を乗じることによって算出しております。

## 5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### ヘッジ会計の方法

#### (1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップについては、特例処理の条件を満たす場合は、特例処理を行っております。

通貨スワップについては、振当処理の条件を満たす場合は、振当処理を行っております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

##### ① ヘッジ手段

金利スワップ取引

通貨スワップ取引

為替予約取引

##### ② ヘッジ対象

金利及び為替の相場変動による損失の可能性がある資産又は負債

#### (3) ヘッジ方針

当社の社内規程に基づき、外貨建債権債務等に係る為替相場の変動リスク及び債券等の金利変動リスクを回避するため、ヘッジ取引を実施しております。

### (会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

### (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当期に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌期に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### 関係会社株式 (ZENIT INTERNATIONAL S.P.A.) の評価

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (百万円)
関係会社株式	9,589

上記のうち、当事業年度の ZENIT INTERNATIONAL S.P.A. 株式の貸借対照表価額は 7,450 百万円です。

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### ① 算出方法

子会社株式である ZENIT INTERNATIONAL S.P.A. 株式は市場価格のない株式等であり、取得価額をもって貸借対照表計上額としております。

市場価格のない株式等については当該株式の超過収益力を含む実質価額が取得価額と比べて著しく低下し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合に減損処理を行うこととしております。

当期において当該 ZENIT INTERNATIONAL S.P.A. 株式の超過収益力を含む実質価額の著しい下落はなかったため、減損不要と判断しております。

###### ② 主要な仮定

関係会社株式の評価における重要な見積りは社内承認された事業計画に基づく超過収益力等であり、その主要な仮定は翌期以降の販売数量の予測であります。

###### ③ 翌期の計算書類に与える影響

上記の仮定が将来の不確実な経済情勢の変動等により見直しが必要となった場合、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産の減価償却累計額	9,670百万円
2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	8,275百万円
関係会社に対する長期金銭債権	1,615百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1,804百万円
関係会社に対する長期金銭債務	1,330百万円
3 国庫補助金により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は174百万円であり、その内訳は、建物及び構築物153百万円、機械装置及び運搬具21百万円であります。	

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引高	
売上高	13,809百万円
仕入高	14,449百万円
その他	248百万円
営業取引以外の取引高	1,189百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	3,256,838株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、関係会社出資金評価損の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	TSURUMI (AMERICA), INC.	所有直接100	当社製品の販売	ポンプの販売(注)1	7,629	売掛金	2,758
	TSURUMI PUMP TAIWAN CO., LTD.	所有直接100	当社製品の販売及び同社製品の購入	ポンプの購入(注)1	7,069	買掛金	1,100
	TSURUMI PUMP VIET NAM CO., LTD.	所有直接100	当社製品の販売及び同社製品の購入	資金の貸付(注)2	1,788	その他(流動資産)長期貸付金	1,894 249
	ZENIT INTERNATIONAL S. P. A.	所有直接100	同社製品の購入及び技術・業務提携	新株予約権行使による増資の引受(注)3 社債の引受(注)2	732 -	- 投資有価証券	- 1,246

- (注) 1 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。  
2 貸付金及び社債の金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
3 ZENIT INTERNATIONAL S. P. A. に対する新株予約権行使による増資の引受については、当該子会社が実施した増資を当社が全額引受けたものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1 1株当たり純資産額	2,769円46銭
2 1株当たり当期純利益	225円83銭

(重要な後発事象に関する注記)

詳細につきましては、連結注記表(重要な後発事象に関する注記)に記載の通りであります。